

ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用料助成について

ひとり親家庭が、援助活動を利用した際の料金について、半額を助成しています（上限17,500円/1年度）

利用料助成制度について

助成対象者

ひとり親家庭で、以下の項目すべてに該当する方

- 1. いまばりファミリー・サポート・センターの依頼会員であること。
- 2. いまばりファミリー・サポート・センターが調整を行った提供会員から援助活動を受けていること。
- 3. 援助活動の利用時において、今治市から児童扶養手当の支給を受けていること。
- 4. 今治市に住所を有し、住民基本台帳に記載されている者
- 5. 市税の滞納がない者 6.生活保護法に基づく保護を受けていない者

助成額

依頼会員が提供会員に支払う報酬の半額（上限：1世帯につき1年度17,500円）

※取消（キャンセル）料及び交通費（ガソリン代含む）、飲食費等の実費は除く。
※同時に2人以上の子どもの援助活動を受けた場合は、1人分の活動に係る報酬のみを助成対象とする。

	利用日	利用時間	児童数	正規の料金	助成額	備考
例ア	月曜日	昼間 40分	1人	600円 平日1時間分の報酬額	300円	
例イ	土曜日	昼間 1時間20分	1人	1,050円 休日1時間分＋半額の報酬	525円	
例ウ	土曜日	昼間 1時間40分	1人	1,400円 休日2時間分の報酬	700円	
例エ	土曜日	昼間 3時間	2人 (兄弟)	3,150円 兄3時間分＋弟半額の報酬額	1,050円	兄一人分の報酬額のみ助成対象

申請に必要なもの

- 1. 助成金交付申請書兼請求書
- 2. 依頼会員用の援助活動記録または報告書
- 3. 申請者名義の通帳（金融機関・口座番号・名義人のわかるページ）またはキャッシュカードの写し

※交付申請書兼請求書は、ネウボラ推進課の窓口にて用意してあるほか、市HPからダウンロードすることもできます。

その他

- ・申請は援助活動を受けた日の属する年度の末日（3月31日）までに行ってください。
※いまばりファミリー・サポート・センターや各支所では申請受付を行っておりません。

事前登録届を提出していただいた方に限り、
助成金の交付申請を郵送でも行えます！！

別紙の事前登録届をいまばりファミリー・サポート・センターまでご提出ください。

申請方法（2通り）

I 持込による申請

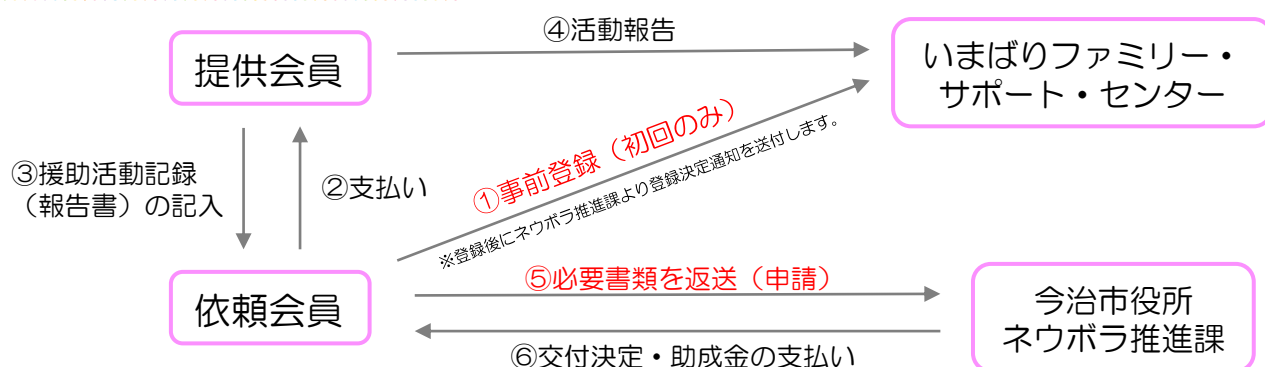
1. 援助活動の利用後、依頼会員から提供会員に利用料金を全額支払い、援助活動記録または報告書を受け取ります。
2. 依頼会員本人が、必要書類をそろえてネウボラ推進課の窓口で申請します。
※交付申請書兼請求書は、ネウボラ推進課の窓口を用意しています
3. ネウボラ推進課において、審査及び交付決定を行い、後日指定口座に送金いたします。

本人が市役所窓口に来る必要がありません！

II 郵送による申請（要事前登録）

1. 郵送による申請方法を利用するため、いまばりファミリー・サポート・センターに事前登録届を提出します（届出は最初の1回だけでかまいません）。
2. 援助活動の利用後、依頼会員から提供会員に利用料金を全額支払い、援助活動記録または報告書を受け取ります。
3. 依頼会員は、必要書類をそろえてネウボラ推進課に郵送します。
4. ネウボラ推進課において、審査及び交付決定を行い、後日指定口座に送金いたします。

事前登録・郵送申請のイメージ



事前登録届提出先

いまばりファミリー・サポート・センター
〒794-0025
今治市大正町1丁目2番2号
ホワイトビル大和1階
TEL：0898-33-2000
FAX：0898-33-2111

交付申請・問合せ先

今治市役所ネウボラ推進課
(第1別館4階)
〒794-8511
今治市別宮町1丁目4番地1
TEL：0898-36-1529
FAX：0898-34-1145